



2026年6月29日

各 位

会社名 D N ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 藤本 弘之
(コード：7377 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 浦田 昌浩
(TEL 03-6675-7002)

連結子会社における前代表取締役の不適切な行為および従業員のコンプライアンス違反に関する調査結果ならびに再発防止策等に関するお知らせ

当社は2026年3月24日付「当社および連結子会社の代表取締役の異動（辞任）に関するお知らせ」にて、当社前代表取締役社長執行役員かつ連結子会社の大日本ダイヤコンサルタント株式会社（以下「大日本ダイヤ」といいます）の前代表取締役社長（以下「前代表取締役」といいます）が、大日本ダイヤの従業員のコンプライアンス違反の疑義に関して、調査対象者に情報漏洩するという不適切な行為を行ったことにより辞任した事案を開示しました。この事案に関して、前代表取締役の不適切な行為、従業員のコンプライアンス違反の疑義に分けて、調査結果及び再発防止策を以下のとおりご報告いたします。また、本事案が業績に与える影響についてもご報告いたします。

株主はじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、再発防止策を着実に実行し、信頼回復に努めてまいります。

1. 前代表取締役による不適切な行為について

(1) 事案の概要

前代表取締役が、後述する従業員によるコンプライアンス違反の疑義に関する調査開始の承諾後、すぐに当該調査に関する情報を調査対象者本人に漏洩したことが判明しました。これは、内部統制システムの有効性に影響を及ぼしかねない不適切な行為であり、この行為に対して大日本ダイヤの取締役会は前代表取締役に対する辞任勧告を決議し、前代表取締役もこれに応じて大日本ダイヤの代表取締役、取締役及び社長を辞任しました。また、当社の取締役会も前代表取締役に対する辞任勧告を決議し、前代表取締役はこれに応じて当社の代表取締役、取締役及び社長を辞任しました。

(2) 調査委員会の設置

前代表取締役について、当該事案に係る事実関係及び当該事案以外の内部統制システムの有効性に影響を及ぼしかねない不適切な行為の有無を調査するとともに、その原因の分析及び再発防止策について検討・提言を行うこと等を目的として、当社と利害関係の無い外部有識者を委員に含む調査委員会を設置しました。

(3) 調査委員会の体制

調査委員長 吉村 実義 (DNホールディングス株式会社 取締役 (監査等委員))
調査委員 税所 博文 (大日本ダイヤコンサルタント株式会社 監査役)
調査委員 澤田 忠之 (弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 弁護士・元大阪地方裁判所判事)
調査委員 山田 重嗣 (弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 公認会計士)

(4)調査方法及び結果並びに原因分析

前代表取締役が大日本ダイヤの取締役就任した2021年7月14日から当社及び大日本ダイヤの代表取締役社長を辞任した2026年3月24日までの期間を対象に、前代表取締役が送受信した電子メールおよび使用していたPCやスマートフォンなどの情報機器を対象としたデジタルフォレンジック調査、前代表取締役を含む関係者のヒアリング調査、関係資料の検討・確認を実施しました。この結果、当該事案以外に前代表取締役の行為に内部統制システムの有効性に影響を及ぼしかねない不正行為は認められませんでした。

ただし、当該事案の発生原因として、前代表取締役が当該事案の重大性を認識せず、調査対象者との情誼を優先させるというコンプライアンス意識の低さが影響したという側面も否定できないため、コンプライアンス遵守の意識の徹底こそが今後の健全な内部統制の維持・運用に資するとの結論に至りました。

(5)再発防止策

調査委員会からの提言を受けまして、当社および大日本ダイヤは2026年6月29日開催のそれぞれの取締役会において、以下の再発防止策を決定いたしました。

- ① コンプライアンス研修の拡充・徹底
- ② 「参加型・課題型」実践的研修の導入
- ③ 社内アンケートによる課題の抽出と研修テーマへの活用
- ④ 取締役向け特別研修の実施

2. 従業員によるコンプライアンス違反について

(1)事案の概要

大日本ダイヤの経理部が、従業員による旅費等の経費不正受給の疑いを持ったため、顧問弁護士の関与のもと社内調査を行いました。その結果、長期間にわたって旅費等の経費の不正受給および会議費等の不適切な使用が行われていたことが判明しました。調査により認定された実体を伴わない経費申請の総額（不正受給額）は、約4,200万円となりました。

大日本ダイヤは、2026年6月25日開催の同社懲戒委員会において当該従業員の懲戒処分を決定しました。また、今後はこうした不正受給が繰り返されないように、2026年6月29日開催の同社取締役会にて再発防止策を決定いたしました。なお、本再発防止策の一部は既に取り組みを開始しております。

(2)当該従業員の処分内容

懲戒解雇（2026年6月25日付で実施）

また、大日本ダイヤは、当該従業員に対して不正受給額総額の弁済を請求するとともに、被害届の提出を準備中です。さらに必要に応じて追加の法的手続きを検討します。

(3)再発防止策

- ① 不正防止・ガバナンス強化を目的とした経費精算システムの導入
- ② 経費精算ルールの見直しと厳格化
- ③ 経費精算の管理・チェック機能の強化
- ④ 経費精算ルールの社内周知・徹底

3. 業績に与える影響

本件による不正受給額(約4,200万円)の財務諸表および過去の決算数値への影響額につきましては、現在、精査中であります。今後、過去の決算短信および有価証券報告書等の訂正が必要と判明した場合には、速やかにお知らせいたします。なお、当期の通期連結業績予想に与える影響は軽微であると見込んでおります。

4. 経営責任について

当社及び大日本ダイヤは、本事案を厳粛に受け止め、経営責任を明確にするため、以下のとおり取締役報酬を減額することといたしました。

(当社)

代表取締役社長執行役員	藤本 弘之	取締役報酬月額の40%を3カ月分
取締役副社長執行役員	吉野 正行	取締役報酬月額の40%を3カ月分

(大日本ダイヤ)

代表取締役社長	齋藤 哲郎	取締役報酬月額の40%を3カ月分
取締役(管理本部長)		取締役報酬月額の30%を3カ月分
取締役(管理本部長以外)		取締役報酬月額の20%を3カ月分

また、経費不正受給が確認された期間に当社あるいは大日本ダイヤの取締役であった元取締役からも報酬の一部を自主返納するとの申し出を受けています。

改めまして、このたびは、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。今後は、皆さまからの信頼回復に向け、再発防止に全力で取り組んで参る所存でございます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上